

新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款等以外の 供給条件の認可等について

(趣旨)

以下に記載する申請者から、2020年4月20日、21日及び23日付けで経済産業大臣宛てに、特定小売供給約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の認可等を求める申請があり、資料5-1のとおり、同年4月22日及び23日付けで経済産業大臣から意見の求めがあった。

これらに対する電力・ガス取引監視等委員会の回答について、ご検討をいただく。

【申請者】

○みなし小売電気事業者（10者）

- ・北海道電力株式会社
- ・東北電力株式会社
- ・東京電力エナジーパートナー株式会社
- ・中部電力ミライズ株式会社
- ・北陸電力株式会社
- ・関西電力株式会社
- ・中国電力株式会社
- ・四国電力株式会社
- ・九州電力株式会社
- ・沖縄電力株式会社

○一般送配電事業者（10者）

- ・北海道電力ネットワーク株式会社
- ・東北電力ネットワーク株式会社
- ・東京電力パワーグリッド株式会社
- ・中部電力パワーグリッド株式会社
- ・北陸電力送配電株式会社
- ・関西電力送配電株式会社
- ・中国電力ネットワーク株式会社
- ・四国電力送配電株式会社

33 ・九州電力送配電株式会社

34 ・沖縄電力株式会社

35

36 ○みなしガス小売事業者（3者）

37 ・東京瓦斯株式会社

38 ・東邦瓦斯株式会社

39 ・大阪瓦斯株式会社

40

41 ○一般ガス導管事業者（5者）

42 ・東部瓦斯株式会社

43 ・東京瓦斯株式会社

44 ・東邦瓦斯株式会社

45 ・大阪瓦斯株式会社

46 ・西部瓦斯株式会社

47

48 1. 本件 35 件の申請の概要

49 (1) 電気

50 ①特定小売供給約款関係（みなし小売電気事業者）

51 電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）附則第 16 条第 3 項の
52 規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21
53 条第 1 項の規定により、特定小売供給約款により難い特別の事情がある場合における
54 供給条件の認可を受けるための申請

55

56 ②託送供給等約款関係（一般送配電事業者）

57 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 18 条第 2 項ただし書の規定により、託送
58 供給等約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の認可を受けるための
59 申請

60

61 ③離島供給約款関係（中部、関西、四国を除く一般送配電事業者）

62 電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定により、離島供給約款により難い特別の事
63 情がある場合における供給条件の承認を受けるための申請

64

65 (2) ガス

66 ①指定旧供給区域等小売供給約款関係（みなしガス小売事業者）

67 電気事業法等の一部を改正する法律附則第 22 条第 4 項の規定によりなおその効力を
68 有するものとして読み替えて適用される旧ガス事業法第 20 条ただし書の規定により、
69 指定旧供給区域等小売供給約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の
70 認可を受けるための申請

71

72 ②託送供給約款関係（一般ガス導管事業者）

73 ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 48 条第 3 項ただし書の規定により、託送供
74 給約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の認可を受けるための申請

75

76 **2. 申請に係る供給条件の内容等**

77 (1) 電気

78 新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急小口資金等の貸付を受けている需要家
79 等（当該貸付を受けようとする需要家を含む。）から一時的に電気料金の支払いが困難で
80 あるとの申出があった場合には、3月、4月検針分の各電気料金の支払期限を原則として
81 それぞれ2ヶ月間延長し、5月検針分の電気料金の支払期限を原則として1ヶ月間延長
82 する。

83 （本措置は、すでに特例認可を受けて実施中である3月、4月及び5月検針分の各電気
84 料金の支払期限を1ヶ月間延長する措置について、3月、4月検針分の各電気料金の支
85 払期限を更に1ヶ月間延長するとともに、新たに貸付を受けようとする需要家も措置
86 の対象とするもの。）

87

88 (2) ガス

89 新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急小口資金等の貸付を受けている需要家
90 等から一時的にガス料金の支払いが困難であるとの申出があった場合には、2月、3月及
91 び4月の各ガス料金の支払期限を原則としてそれぞれ2ヶ月間延長し、5月検針分のガ
92 ス料金の支払期限を原則として1ヶ月間延長する。

93 （本措置は、すでに特例認可を受けて実施中である2月、3月及び4月検針分の各ガス
94 料金の支払期限を1ヶ月間延長する措置について、2月、3月及び4月検針分の各ガス
95 料金の支払期限を更に1ヶ月間延長するとともに、新たに5月検針分のガス料金につ
96 いて支払期限を1ヶ月間延長するもの。）

97

98 **3. 本供給条件による供給を必要とする理由**

99 「生活不安に対応するための緊急措置」（2020年3月18日新型コロナウイルス感染
100 症対策本部）を踏まえ、経済産業省から電気及びガス料金の支払期日の延長等につい
101 て、電気事業者及びガス事業者に対する要請が行われたところ。その後、新型コロナウ
102 イルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法
103 に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣
104 言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことから、本措置の適用期
105 間を1ヶ月間延長する等の措置が必要。

106

107

108

109

110 **4. 経済産業大臣への回答について**

111 本申請（35件）の供給条件については、電気事業法等の該当条文の規定及びそれらの
112 審査基準に照らし、約款により難い特別の事情がある場合における供給条件として認可
113 等をして差し支えないものと考えられる。

114 これを踏まえ、資料5-2のとおり、委員会として、経済産業大臣が本申請に係る認可
115 等を行うことに異存はない旨、経済産業大臣に回答することとしたい。

116

117 参考：関係条文

118 (1) 電気

119 ①特定小売供給約款関係

120 ○旧電気事業法

121 第二十一条 一般電気事業者は、第十九条第一項の認可を受けた供給約款（同条第四
122 項又は第七項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）（第二
123 十三条第三項の規定による変更があつたときは、変更後のもの）又は第十九条第十
124 二項の規定による届出をした選択約款以外の供給条件により、一般の需要（特定規
125 模需要を除く。）に応じ電気を供給してはならない。ただし、振替供給を行うとき、
126 及びその供給約款又は選択約款により難い特別の事情がある場合において、経済
127 産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件（第二十三条第三項の規定による
128 変更があつたときは、その変更後のもの）により供給するときは、この限りでない。

129

130 ○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

131 第1 審査基準

132 (6) 特定旧法第21条第1項ただし書の規定による特定小売供給約款以外の供給条
133 件の認可

134 特定旧法第21条第1項ただし書の規定による特定小売供給約款以外の供給条
135 件の認可に係る審査基準については、同項に認可の基準が定められているところ
136 あり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

137 ① 天災地変等による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を
138 割り引く等の措置を行う必要が生じた場合

139 ② 少数の需要等特殊な需要であることから、多くの需要家と一律の取引を行うこ
140 とを前提としてあらかじめ約款という形式で定めることが困難又は無意味な
141 場合

142 ③ 予測し難い急激かつ大幅な経済変化に伴う原価の変動により、みなし小売電気
143 事業者に大幅な差益の発生が見込まれる場合において、応急的かつ暫定的に料
144 金の引下げを行う場合（燃料費調整制度によって調整される程度の原価の変動
145 による料金の変更を行う場合を除く。）

146

147 ②託送供給等約款関係

148 ○電気事業法

149 第十八条 一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給及び電力量調整供
150 給（以下この条において「託送供給等」という。）に係る料金その他の供給条件に
151 ついて、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業
152 大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とす
153 る。

154 2 一般送配電事業者は、前項の認可を受けた託送供給等約款（第五項若しくは第
155 八項の規定による変更の届出があつたとき、又は次条第二項の規定による変更が
156 あつたときは、その変更後のもの）以外の供給条件により託送供給等を行つては
157 ならない。ただし、その託送供給等約款により難い特別の事情がある場合におい
158 て、経済産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件（同条第二項の規定によ
159 る変更があつたときは、その変更後のもの）により託送供給等を行うときは、こ
160 の限りでない。

161

162 ○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

163 第1 審査基準

164 (1 2) 第18条第2項ただし書の託送供給等約款以外の供給条件の認可

165 第18条第2項ただし書の託送供給等約款以外の供給条件の認可に係る審査基
166 準については、同項に認可の基準が定められているところであり、より具体的に
167 は、例えば、次のような場合とする。

168 ① 託送供給等を行うに当たり、新たに建設する送電線に多額の費用を要する場
169 合

170 ② 天災地変による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を
171 割り引く等の措置を行う必要が生じた場合

172 ③ 広域的運営推進機関から電源入札等を実施した場合に必要となる補てん金を
173 課された場合

174

175 ③離島供給約款関係

176 ○電気事業法

177 第二十一条 一般送配電事業者は、離島供給に係る料金その他の供給条件について
178 約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければ
179 ならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

180 2 一般送配電事業者は、前項の規定による届出をした約款（以下この条において
181 「離島供給約款」という。）以外の供給条件により離島供給を行つてはならない。
182 ただし、その離島供給約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業
183 大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により離島供給を行うときは、この限
184 りでない。

185 ○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等
186

187 第1 審査基準

188 (14) 第21条第2項ただし書の離島供給約款以外の供給条件の承認

189 第21条第2項ただし書の離島供給約款以外の供給条件の承認に係る審査基準
190 については、同項に承認の基準が定められているところであり、より具体的に
191 は、例えば、次のような場合とする。

192 ① 天災地変による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を割
193 り引く等の措置を行う必要が生じた場合

194 ② 需要の特殊性から、供給区域内の離島の需要家と一律の取引を行うことを前提
195 としてあらかじめ約款という形式で定めることが困難又は無意味な場合
196
197

198 (2) ガス

199 ①指定旧供給区域等小売供給約款関係

200 ○旧ガス事業法

201 第二十条 一般ガス事業者は、第十七条第一項の認可を受けた供給約款（同条第四項
202 又は第七項の規定による変更の届出があつたときは、変更後の供給約款）（第十八
203 条第二項の規定による変更があつたときは、変更後の供給約款）又は第十七条第十
204 二項の規定による届出をした選択約款以外の供給条件により、その供給区域にお
205 ける一般の需要に応じガスを供給してはならない。ただし、大口供給を行う場合
206 においてその供給の相手方と合意したとき、又は特別の事情がある場合において経
207 済産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

208

209 ○電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分

210 第1 審査基準

211 (6) 特定旧法第20条ただし書の特別供給条件の認可

212 特定旧法第20条ただし書の特別供給条件の認可に当たっては、例えば、災害
213 を受けた地域について緊急かつ臨時的に料金を割り引く必要が生じた場合、無ガ
214 ス地区に対するガスの普及のため、将来の需要を考慮して設置する本支管等につ
215 いて、将来その本支管等によりガスの供給を受けることとなる予定者も含めたガ
216 スの利用者から均等に工事負担金を徴収する場合、及び指定旧供給区域等小売供
217 給約款で定める熱量と異なる熱量でのガスを供給する必要がある場合など、一般
218 的な供給条件になじまない場合であるか否か、消費者利益の増進に資するか否か、
219 旧一般ガスみなしガス小売事業者の健全な発展に資するか否か、他のガスの使用
220 者への悪影響がないか否かを判断するものとする。

221

222 ②託送供給約款関係

223 ○ガス事業法

224 第四十八条 一般ガス導管事業者は、その供給区域における託送供給に係る料金そ
225 の他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給約款を
226 定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、託送供給の申込み
227 を受ける見込みその他の事情を勘案し、託送供給約款を定める必要がないものと
228 して経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

229 2 前項本文の規定は、同項本文の認可を受けた託送供給約款を変更しようとする
230 場合に準用する。

231 3 一般ガス導管事業者（第一項ただし書の承認を受けた者を除く。以下この条に
232 おいて同じ。）は、同項本文（前項において準用する場合を含む。）の認可を受け
233 た託送供給約款（第六項若しくは第九項の規定による変更の届出があつたとき、
234 又は第五十条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）以外
235 の供給条件により託送供給を行つてはならない。ただし、その託送供給約款によ
236 り難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の認可を受けた料金その他
237 の供給条件（同条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）
238 により託送供給を行うときは、この限りでない。

239

240 ○ガス事業法に基づく経済産業大臣の処分

241 第1 審査基準

242 (16) 法第四十八条第三項ただし書の託送供給約款以外の供給条件の認可

243 法第四十八条第三項ただし書の託送供給約款以外の供給条件の認可に当たって
244 は、例えば、天災地変等により災害を受けた地域におけるガスを供給する事業に
245 係る場合、緊急的若しくは一時的なガスを供給する事業に係る場合、託送供給約
246 款において想定されているガスを供給する事業と比べて、負荷率、倍率が著しく
247 低いガスを供給する事業若しくは需要量が著しく大きなガスを供給する事業に係
248 る場合など、一般的な供給条件になじまない場合、又は一般的な供給条件による
249 供給が不適当なものとして次のいずれにも該当する特定導管（使用開始時からガ
250 スを供給する事業の用に供するものであって使用開始後五年を経過していないも
251 のに限る。）による託送供給である場合か否かを判断するものとする。

- 252 ① 自らの供給区域以外の地域に設置する導管の総延長（当該地域における部分に
253 限る。）の過半が他の一般ガス導管事業者の供給区域以外の地域に設置される
254 ものである場合における当該他の一般ガス導管事業者の供給区域以外の地域に
255 設置される導管（当該地域における部分に限る。）
- 256 ② 他のガスを供給する事業を営む者が当該事業の用に供するため維持し、及び運
257 用するガス供給設備（一五トン/h以上の気化装置を有するガス供給設備又は
258 天然ガス田におけるガス供給設備に限る。）に連結する導管又は当該導管に直
259 接又は間接に連結する導管
260

経済産業省

官 印 省 略
20200423資第11号
令和2年4月23日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について

別添の申請に係る電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第21条第1項ただし書に規定する特定小売供給約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

令和2年4月23日

北海道電力株式会社

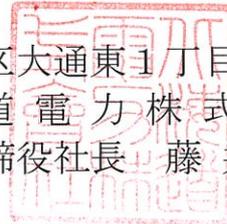


特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

北電販業企第1号
令和2年4月23日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

札幌市中央区大通東1丁目2番地
北海道電力株式会社
代表取締役社長 藤井 裕



平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日および実施期間	別紙に記載したとおりであります。

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合は、特定小売供給約款（令和元年 8 月 28 日届出。）28（料金の支払義務および支払期日）にかかわらず、令和 2 年 3 月分および 4 月分（支払義務発生日が令和 2 年 3 月 19 日以降となるものに限る。）の電気料金の支払期日を原則として各々 2 ヶ月間延長し、令和 2 年 5 月分の電気料金の支払期日を原則として 1 ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：令和 2 年 7 月〔満了日は検針日ごとに相違〕）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に特定小売供給約款以外の供給条件（令和2年3月19日付け20200319資第2号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては，本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない，旧供給条件は廃止する。

(添付書類)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する
省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

別 添

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、休業および失業等が発生している状況であり、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、令和2年3月19日に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けました。

その後、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に令和2年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、令和2年4月16日に対象が全国に拡大されました。

これを受け、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の更なる支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定に基づき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

経済産業省

官 印 省 略
20200423資第1号
令和2年4月23日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

託送供給等約款以外の供給条件の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第18条第2項ただし書に規定する託送供給等約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

託送供給等特例認可申請書

令和2年4月23日

北海道電力ネットワーク株式会社

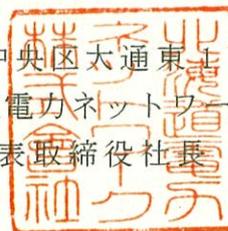


託送供給等特例認可申請書

北ネ業託第1号
令和2年4月23日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

札幌市中央区大通東5丁目2番地
北海道電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 藪下 裕巳



電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続供給	備考	
供給の相手方	氏名(名称)	別紙に記載のとおりであります。		
	住所	同上		
	受給場所	受電場所	同上	
		供給場所	同上	
供給電力		同上		
供給電圧		同上		
電気方式及び周波数		同上		
料金その他の供給条件の内容		同上		
供給開始年月日及び有効期間		同上		

託送供給等約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内の電気の使用者（当該緊急貸付を受けようとしている電気の使用者を含みます。）を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があった場合には、託送供給等約款（令和元年12月16日付20191122資第18号認可）18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の令和2年3月および4月料金計算分（料金算定日が令和2年3月19日以降となるものに限る）の料金算定日を原則として各々2ヶ月間延長し、令和2年5月料金計算分の料金算定日を原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：令和2年7月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（令和2年3月19日付け20200319資第12号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

(添付書類)

電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、休業および失業等が発生している状況であり、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、令和2年3月19日に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けました。

その後、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に令和2年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、令和2年4月16日に対象が全国に拡大されました。

これを受け、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の更なる支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以上

経済産業省

官 印 省 略
20200423資第21号
令和2年4月23日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

離島供給約款以外の供給条件の承認について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第9号の規定に基づき、別添の申請に係る同法21条第2項ただし書に規定する離島供給約款以外の供給条件の承認について、貴委員会の意見を求めます。

離島供給特例承認申請書

令和2年4月23日

北海道電力ネットワーク株式会社

離島供給特例承認申請書

北ネ業託第2号
令和2年4月23日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

札幌市中央区大通東1丁目2番地
北海道電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 藪下 裕己



電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同 上

別 紙

離島供給約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合は、離島供給約款（令和元年8月28日届出）における料金の支払義務および支払期日の規定にかかわらず、令和2年3月分および4月分（支払義務発生日が令和2年3月19日以降となるものに限る）の電気料金の支払期日を原則として各々2ヶ月間延長し、令和2年5月分の電気料金の支払期日を原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：令和2年7月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に離島供給約款以外の供給条件（令和2年3月19日付け20200319資第22号承認。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

(添付書類)

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第32条第1号)

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

(電気事業法施行規則第32条第1号)

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、休業および失業等が発生している状況であり、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、令和2年3月19日に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受けました。

その後、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に令和2年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、令和2年4月16日に対象が全国に拡大されました。

これを受け、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の更なる支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、電気事業法第21条第2項ただし書の規定に基づき、離島供給約款以外の供給条件を設定したく特例承認申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

経済産業省

官 印 省 略

20200421 資第 14 号

令和 2 年 4 月 22 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可について

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）附則第 22 条第 4 項の規定に基づきなおその効力を有するものとされる改正法第 5 条の規定による改正前のガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 47 条の 6 第 1 項第 3 号の規定により、別添の申請に係る指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

様式第15（第20条関係）

特別供給条件認可申請書

072-2020 : 069

2020年4月20日

経 済 産 業 大 臣
梶 山 弘 志 殿

東京都港区海岸一丁目5番20号
東京瓦斯株式会社
代表取締役社長 内田 高史

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）
附則第22条第4項の規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正
法第5条の規定による改正前のガス事業法第20条ただし書の規定により、次のとおり指定旧供
給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙のとおり
実施の期日及び期間	別紙のとおり

別紙

料金その他の供給条件の内容並びに実施の期日及び期間

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により所得などが減少し、ガス料金を、支払期限までに支払うことが困難なケースが生じることを踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急小口資金・総合支援資金の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガスまたは電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまのうち、弊社にお申し出をいただいたお客さまに対して、2020年3月19日付けにて電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第22条第4項の規定に基づき、なおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第5条の規定による改正前のガス事業法第20条ただし書の規定により、指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件認可を受けておりますが、既認可の供給条件に代えて、次の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

1. 新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急小口資金・総合支援資金の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガスまたは電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまからお申し出をいただいた場合には、2020年2月検針分（支払期限日が3月25日以降のもの）・3月検針分・4月検針分および5月検針分の各ガス料金の支払期限を原則としてそれぞれ2ヶ月間延長する。また既に2月検針分・3月検針分および4月検針分の支払い期限延長を受け付けたお客さまについては当供給条件を自動適用とする。

以上

指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、公共料金（上水道・下水道、電気、ガス及び電話・携帯電話の使用料）の支払が困難になる事情がある方がいらっしゃいます。

また、政府より緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ経済産業省からガス料金の支払期限の延長等について、ガス事業者に対して改めて要請がされております。

このような状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により緊急小口資金・総合支援資金の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガスまたは電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまを対象として、お客さまから当社に申し出があった場合には、ガス料金の支払期限の延長等ができるよう、指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件を設定いたしたく、申請を行います。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

経済産業省

官 印 省 略

20200421 資 第 9 号

令和 2 年 4 月 2 2 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

託送供給約款以外の供給条件の認可について

ガス事業法第177条第1項第7号の規定により、別添の申請に係る同法第48条第3項ただし書に規定する託送供給約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

様式第47（第67条及び第122条関係）

託送供給特例認可（承認）申請書

本 第 90 号

2020年 4月 27日

経済産業大臣

梶山 弘志 殿

東京都中央区日本橋箱崎町7番1号

東部瓦斯株式会社

取締役社長 穴水 一行



ガス事業法第48条第3項ただし書の規定により、次のとおり託送供給約款以外の供給条件により託送供給を行うことの認可（承認）を受けたいので申請します。

供給の相手方	氏名（名称）	別紙のとおり
	住所	別紙のとおり
	受給場所	別紙のとおり
	受入場所 供給場所	別紙のとおり
料金その他の供給条件の内容		別紙のとおり
実施の期日及び期間		別紙のとおり

- 備考 1 「受入場所」及び「供給場所」については、都道府県郡市区町村字番地及び事業場名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

別紙

料金その他の供給条件の内容並びに実施期日及び実施期間

新型コロナウイルスの感染症拡大の影響により、ガス料金の支払が困難な事情がある方がいらっしゃいます。ガス小売事業者において、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、ガス料金の支払に困難な事情があるお客様等を対象とした、ガス料金の支払猶予等の特例措置が実施・検討されています。

このような状況を踏まえ、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けようとするガスの使用者を需要家とする払出地点に係る託送供給について、託送供給依頼者から当社にお申し出があった場合には、当該託送供給依頼者に対して、既認可の供給条件に代えて、お客さまから申し出があった場合に、次の供給条件を適用するものといたします。

1. 生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けようとするガスの使用者を需要家とする払出地点に係る託送供給料金の支払期限について、令和2年2月検針分（支払期限日が令和2年3月25日以降となるものに限る。）、3月検針分、4月検針分を原則として2ヶ月、5月検針分を原則として1ヶ月、それぞれ延長する。

以上

託送供給約款以外の供給条件による託送供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ガス料金の支払が困難になる事情がある方がいらっしゃいます。

また、政府より緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ経済産業省からガス料金の支払期日の延長等について、ガス事業者に対して改めて要請がされております。

このような状況を踏まえ、ガス小売事業者において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けようとするお客様を対象にした、ガス料金の支払期限の延長等が速やかに実施されるためにも、託送供給料金の支払期限の延長等の対応ができるよう、託送供給約款以外の供給条件を設定したく、申請を行います。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響等に鑑み、検討することといたします。

(案)

官 印 省 略
番 月 号
年 日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について(回答)

令和2年4月23日付け20200423資第11号により貴職から当委員会に意見を求められた特定小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

(案)

官 印 省 略
番 年 月 号
年 月 日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給等約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和2年4月23日付け20200423資第1号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給等約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

(案)

官 印 省 略
番 年 月 号
年 月 日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

離島供給約款以外の供給条件の承認について（回答）

令和2年4月23日付け20200423資第21号により貴職から当委員会に意見を求められた離島供給約款以外の供給条件の承認については、承認することに異存はありません。

(案)

官 番 年	印 月	省	略 号 日
-------------	------------	---	-------------

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和2年4月22日付け20200421資第14号により貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

(案)

官 印 省 略
番 月 号
年 日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給約款以外の供給条件の認可について (回答)

令和2年4月22日付け20200421資第9号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。